

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(公共建築住宅課)

ページ  
一

## 規則

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月二十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第七十二号

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

岐阜県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行細則(平成十三年岐阜県規則第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「及び高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号。以下「省令」という。)」を削る。

第二条の見出しを「(廃業等の届出手続)」に改め、同条中「第八条第一項」を「第十二条第一項又は第二項」に、「高齢者円滑入居賃貸住宅の変更の登録を申請」を「廃業等の届出を」に、「高齢者円滑入居賃貸住宅に係る登録事項の変更の登録申請書」を「サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等届出書」に改める。

第三条の見出しを「(登録の抹消手続)」に改め、同条中「第十五条第一号」を「第十三条第一項第一号」に、「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録の消滅」を「登録の抹消」に、「高齢者円滑入居賃貸住宅消滅申請書」を「サービス付き高齢者向け住宅事業登録抹消申請書」に改める。

第四条中「省令第四条第一項の登録簿閲覧所」を「法第十条の閲覧の場所」に改め、「の設置場所」を削り、「とする」を「に設置する」に改める。  
別記第一号様式を次のように改める。

## 第 1 号様式 ( 第 2 条関係 )

年 月 日

## サービス付き高齢者向け住宅事業に係る廃業等届出書

高齢者の居住の安定確保に関する法律第12条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅事業の廃業等を届け出ます。

届出者 印

岐阜県知事 様

登録事業者の  
商号、名称又は氏名登録事業者の住所又は  
主たる事業所の所在地

登録済みの住宅事業に係る情報 ( 複数の住宅事業を廃業する場合は複数列にわたって記載 )

住宅の名称、所在地

登録年月日

年 月 日

年 月 日

年 月 日

登録番号

届出事由 ( 以下のいずれかに )

登録事業の廃止 ( 法第12条第 1 項第 1 号 )

廃止予定日 …… 月 日

登録事業者の解散 ( 合併、破産の場合を除く ) ( 法第12条第 1 項第 2 号 )

解散予定日 …… 月 日

破産手続開始の決定 ( 法第12条第 2 項 )

破産手続開始決定日 …… 月 日

備考 ( 参考事項 )

注 廃止及び解散の場合は予定日の30日前までに、破産手続開始決定を受けた場合は決定日から30日以内に届出書を提出してください。

登記簿上の「高齡者円滑入居賃貸住宅登録削除申請書」や「サービエ付き高齡者向け住宅事業登録抹消申請書」及び「第15条第1号」や「第13条第1項第1号」及び「高齡者円滑入居賃貸住宅の登録の消除」や「サービエ付き高齡者向け住宅事業の登録の抹消」及び「賃貸住宅の位置」や「住宅の名称」及び「消除の理由」や「抹消の理由」並びに「所在地」及び「抹消の理由」

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十三年十月二十日発行

発 行 者  
発 行 所

岐阜市数田南一丁目一番一号  
岐阜県庁

編 集

各務原市テクノプラザ  
—  
フイ・アール・テクノセンター